

(変更)

(様式1)  
審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	漁港課	検索番号	1-6
法令名	漁港及び漁場の整備等に関する法律	根拠条項	4-1 (漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定に基づく許可等に関する規則)		
許認可等	漁港区域内における行為の変更の許可				
(根拠規定) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第37条第1項若しくは第39条第1項の許可を受けた者は、当該許可を受けた事項を変更しようとする場合には、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。					
(許認可等の基準) 平成15年4月1日伺定め「漁港施設の処分等の許可に係る審査基準について」 (平成15年4月1日変更) ○ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第37条第1項及び同法39条第1項の許認可等の基準を満たすものについて変更を許可する。					
(その他)					